

## 【令和9年度税制改正に関する意見要望】

(一社) 岡山県法人会連合会

### I 基本的な課題

我が国経済は緩やかな回復基調にあるとされるが、その恩恵の多くは大都市圏や一部の大企業に偏っている。地方経済の担い手である中小企業の大半は、長期化する円安に伴うエネルギー・原材料価格の高騰に加え、構造的な人手不足の深刻化、それに伴う防衛的な賃上げ原資の確保など、コスト負担の増大に直面しており、経営環境は依然として極めて厳しい状況にある。また、米国の通商・関税政策をはじめとする国際政治の地殻変動や、緊迫化する地政学的リスクは、サプライチェーンの再編を余儀なくさせており、我が国の経済・財政に与える先行き不透明感は一層強まっている。

中小企業は我が国全企業の圧倒的多数を占め、地域の雇用を守り、地域社会を維持する確固たる「土台」である。このまま地方の中小企業の疲弊が続けば、地域経済の地盤沈下が進み、我が国全体の成長基盤そのものが崩壊するという、取り返しのつかない事態に陥ることを強く懸念する。

このような中、我が国には持続可能な経済成長と財政健全化の高度な両立が求められている。

そこで、立法府及び行政機関におかれては、中小企業の底力を引き出す実効性のある税制支援、並びに長期的な視点に立った一貫性のある経済再生策と財政規律の維持を断行されるよう強く求める。

#### 1. 税・財政改革

##### (1) 経済成長と財政健全化

我が国の普通国債残高は令和8年度末に1,145.4兆円に達し、潜在的国民負担率も48.4%に及ぶ見通しであるなど、国民や中小企業の負担感はずでに限界に近い状況にある。

一方で、外国為替資金特別会計（外為特会）における円安に伴う巨額の含み益や政府保有資産など、バランスシートの資産サイドを多角的に評価すれば、「一面的に財政危機とは言えず、直ちに破綻に直面するわけではない」とする考えも存在する。しかし、これらの一時的な含み益や外貨資産は為替リスクを伴う不確実なものであるとも言える。

いずれにせよ、安易な歳出拡大やバラマキ的政策は厳に慎まなければならない。

政府が掲げる安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇が実現する「成長型経済」への転換、そして危機管理や成長投資による「強い経済」の実現を名実ともに達成するためには、資産・負債の双方を客観的に検証しつつも、将来世代への責任

を果たす「責任ある積極財政」の理念の下、経済成長と財政健全化を両立させる一貫性と規律のある財政政策が不可欠である。

そして、EBPM（データに基づく政策立案）やPDCAサイクルをあらゆる分野で機能させ、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底するとともに、その進捗や財政の実態を国民に分かりやすく開示する説明責任を果たすべきである。

## （２）持続可能な全世代型社会保障制度への抜本的改革

少子高齢化が加速する中、特定の世代に負担が偏る現行制度を放置すれば、若年層の将来不安は拭えない。

そこで、世代間・制度間の不公平感の解消など、次のことを求める。

### イ 負担の限界と不公平感の解消

#### （イ）負担軽減

社会保障費の個人および企業負担が限界に達しており、過度な負担を避けるべきである。

#### （ロ）第3号被保険者制度の見直し

不公平感の解消と財源確保の観点から、第3号被保険者（会社員・公務員の配偶者）制度について、人口動態や家族のあり方の変化も踏まえ、検討すべきである。

#### （ハ）財源の多様化

社会保障の財源を、所得だけでなく資産も含めたところから見出す検討をすべきである。

#### （二）「痛み」の共有

制度維持が限界であることを国民に分かりやすく示し、個人にも「痛み」を理解してもらう必要がある。

### ロ 年金制度の適正化

#### （イ）世代間格差の是正

若者が将来に希望を持てるよう、相互扶助の考え方を改め、世代間の不公平感をなくすべきである。

#### （ロ）受給額の抑制と基準変更

現役世代より高収入な者の年金額を抑制すべきであり、年金支給限度額の判定は、報酬月額ではなく合計所得金額を基にすることを検討すべきである。

#### （ハ）生活保護との逆転現象の解消

国民年金の受給額よりも生活保護費が高額である現状は問題であり、改善が必要である。

### ハ 医療費・保険料負担の適正化

#### （イ）自己負担割合の調整

高齢者の医療費自己負担を増額し、未成年者の負担を減額すべきである。

#### （ロ）高額医療費・延命治療の見直し

高齢化による医療費増を抑えるため、高額療養費制度の見直しや、高齢者への高額な延命薬剤の使用について検討すべきである。

(ハ) 保険料限度額の見直し

健康保険料の限度額を大幅に引き上げるか、廃止すべきである。

(二) 徴収の効率化

社会保険料と労働保険料の徴収一体化を実現すべきである。

ニ 子育て支援・少子化対策

(イ) 助成の拡充

出産・分娩の助成金に加え、帝王切開費や不妊治療等への助成など、少子化対策を強力に推進すべきである。

(ロ) 支給基準の再設定

児童手当等の支給基準を再度適切に設定し直す必要がある。

ホ 在留外国人に対する適切な対応

在留外国人についても日本人と同様の適正な納税義務を徹底するとともに、社会保障制度（医療・福祉）の利用において、過去の納税実績や居住実態に応じた制限を設けるなど、受益と負担の公平性を徹底すべきである。

ヘ 抜本的な制度改革等の提案

(イ) 抜本的な制度改革

既存の制度の延長線上の改正では限界があると考えられる。そこで、ベーシックインカムや社会保障費負担の「税方式」での運用など、多角的に検討すべきである。

(ロ) 高齢者医療費の抑制

高齢化により増加する社会保障費を抑制しなければ、財政健全化は不可能である。

(3) 行政改革の徹底

国民にさらなる負担を求める前に、政治・行政自らが「身を切る改革」を断行することを求める。国・地方を問わず議員定数や報酬の削減を継続するとともに、政務活動費等の透明性を徹底的に高めるべきである。

あわせて、既存の行政組織や事務のスクラップ&ビルドを進め、身の丈に合った効率的な財政支出の確立を強く求める。

特に、国や地方自治体における行政のアウトソーシング（外部委託）については、再委託や孫委託の連鎖によるコストの肥大化や不透明性が強く懸念されている。

政府はこれらの中間コストや委託の実態を広く開示するとともに、再委託に対する厳格な制限を設けるべきである。民間で可能な事務は適切にアウトソーシングしつつも、中間コストを抑えた官民連携の最適化を図ることで、コスト削減と住民サービス向上を両立させるスリムな行政組織への転換が急務である。

さらに、国力を維持・向上させるためには、デジタル技術による徹底した効率化が不可欠である。

イ 国会議員・地方議員の定数及び報酬の抜本的削減等

まず、国会議員・地方議員の定数及び報酬の抜本的削減、及び、不透明な調査研究広報滞在費の即刻廃止・透明化を求める。

ロ DXの促進等

DXの促進を図り行政効率を高め人員を削減するなど、スリム化に危機感をもった取り組みを求める。

(4) マイナンバー制度

マイナンバー制度は国民の信頼があって初めて成り立つものである。プライバシー保護を最優先とし、二重三重のチェック体制による運用や、セキュリティ対策の強化、人為的ミスの発生防止策を徹底することが求められる。あわせて、カード紛失時のリスクが運転免許証等と大差ないことなど、正確な情報の広報を通じて国民の不安を払拭し、理解を深める努力が必要である。

徹底した利便性の追求と利用範囲の拡大「行政DX（デジタルトランスフォーメーション）」の推進こそが、国民が恩恵を実感できる鍵となる。

イ 運用改善

カード本体と電子証明書の有効期限の統一や、カード発行・再発行期間の大幅な短縮、さらには運転免許証更新時との同時手続きの実現など、事務手続きの簡素化をすべきである。

ロ 機能拡充

公金受取口座の登録を加速させ、給付金の迅速な支給と行政コストの削減を同時に実現すべきである。また、国税の整理番号等との統一化や、健康保険証・運転免許証との一本化を進める際も、再交付時の不利益が生じないように、万全の運用体制を整えるべきである。

ハ 窓口事務のデジタル完結

住民票や戸籍、各種行政証明書の発行サービスについては、窓口での待ち時間を解消するため、即座にネット上で完結できるシステムの構築を急務とすべきである。

2. 経済活性化と中小企業対策

(1) 中小企業の活性化に資する税制措置

現在のインフレ局面において、大企業を中心とした価格転嫁や賃上げの動きが見ら

れるものの、そのトリクルダウン効果が地域経済の主役である中小零細企業にまで十分に波及しているかといえ、極めて疑問が残る。

中小企業は、物価上昇や構造的な人手不足に伴う人件費高騰の直撃を受け、自助努力のみでは安定的な利益を計上することが極めて困難な状況にある。

そこで、令和 9 年度の税制改正においては、中小企業への実効性・即効性のある目に見える形での負担軽減措置が最優先されるべきである。大企業の論理に基づく一律の制度設計ではなく、財政基盤の弱い中小法人の税負担を軽減し、手厚い投資促進・賃上げ原資の確保を支援する防衛的かつ攻めの税制構築へと舵を切るべきである。

なお、制度の見直しに当たっては、予見可能性にも十分な考慮を求める。

具体的な要望は、下記の「Ⅱ 各論」のとおりである。

## (2) 事業承継税制

我が国経済の基盤である中小企業において、経営者の高齢化とそれに伴う後継者不在は依然として深刻な課題である。経営者の平均年齢は高止まりを続けており、適切な事業承継が行われなければ、黒字でありながら廃業に追い込まれる企業が続出しかねない。

そこで、特例措置の期限到来を踏まえた本則化、複雑な手続きの簡素化、および納税猶予から免除への転換など、抜本的な見直しを求める。

具体的な要望は、下記の「Ⅱ 各論」のとおりである。

## 3. 地方のあり方

### (1) 地方創生（人口減少への歯止めと東京一極集中の是正）

岡山県の人口は令和 27（2045）年には現在より 20 万人以上減少して 162 万人に、また現在の人口の 6 割程度にまで落ち込む自治体も現れると予測されており、生産年齢人口の減少や地域活力の低下は極めて深刻な課題である。この事態に歯止めをかけるため、以下の措置を求める。

#### イ 強力な本社移転促進税制の構築

東京一極集中を是正し、地方への人の流れを創出するため、首都圏とそれ以外の地域で法人税率に差を設けるなど、本社の地方移転を強力に促進するドラスティックな政策を求める。

#### ロ 地方拠点強化税制の抜本的見直し

現行制度は特定地域への労働人口流出を招く懸念がある。単なる雇用数の数合わせではなく、真の地方創生に資する制度への改正を求める。

#### ハ リモートワーク・サテライトオフィスの支援拡充

事業者のワーケーション推進やサテライトオフィスの設置、地方への国内投資促進事業補助金などのさらなる拡充を求める。

#### ニ 企業版ふるさと納税の活用

地方創生プロジェクトを通じて地域経済の発展や雇用創出を図る起爆剤として、活用事例の研究と促進を期待する。

#### ホ 特区の認定と規制緩和

すみやかな政策執行を可能とするため、大幅な規制緩和を伴う特区制度を求める。

#### ヘ 生活圏のコンパクト化と官公庁の分散

インフラ維持が困難になる中で、生活、教育、老後等の機能を集積させた中核拠点の整備（コンパクトシティ化）や、国の行政機関を地方都市へ分散移転させる取り組みの推進を求める。

### （２）行政の効率化

DX 推進と徹底したスリム化 労働人口が減少する中で行政サービスを維持・向上させるためには、行政組織の抜本的な改革と効率化が不可欠である。

#### イ 行政 DX と AI の積極活用

AI やロボット、デジタル化を強力に推進することで事務処理を徹底的に効率化し、住民の利便性向上を図るべきである。効率化によって生まれた余力は、地域活性化の企画立案や住民への直接サービスといった付加価値の高い業務へシフトさせるべきである。

#### ロ 民間活力の導入とアウトソーシング

外郭団体の見直しを行い、民間で可能な事務は積極的に民間へシフトさせるべきである。その際、再委託が繰り返されることによるコスト増を防ぐため、実態を詳らかにし、契約の制限や横断的な検証を行うことで無駄を削減すべきである。

#### ハ 行政手続きの簡素化

県や市への異動届などの添付書類を原則不要とするなど、国税（税務署）の水準に合わせた事務手続きの簡略化を求める。

#### ニ 地方自治の強化と自立

国と地方の役割分担を明確化し、地方への権限移譲を進めるべきである。地方交付税による国のコントロールを見直し、自立した地方自治の確立を図るべきである。

## Ⅱ 各 論

### 1. 法人税関係

経営基盤の強化に直結する法人税率の軽減や、長年廃止されている引当金の復活、さらには実態に即さない役員給与規定の抜本的な見直しなどを求める。

また、単なる減税ではなく、事務負担の軽減や投資意欲の向上を通じて、地域経済を支える中小企業の活力を引き出すための税制改正を求める。

#### (1) 法人税率の引き下げおよび適用範囲の拡大

##### イ 法人税軽減税率の拡充

所得 800 万円以下の軽減税率をさらに引き下げるとともに、適用対象となる所得の上限を 1,600 万円程度まで引き上げること。

##### ロ 軽減税率の恒久化

現在の中小法人に対する軽減税率の特例（15%）を本則化すること。

##### ハ 基本税率の引き下げ

地方税の負担軽減と合わせ、法人税の基本税率自体の引き下げを行うこと。

#### (2) 役員給与規定の抜本の見直し

##### イ 原則損金算入への転換

職務執行の対価である役員給与・賞与を、原則として損金算入（費用）と認め、不算入とするものを限定列挙する方式に改めること。

##### ロ 定期同額制度等の廃止・緩和

役員給与の定期同額制度の廃止や、事前確定届出給与の要件緩和、届出制度の見直しを行うこと。

##### ハ 利益連動給与の適用緩和

同族会社においても利益連動給与を利用できるよう要件を緩和すること。

#### (3) 各種引当金制度の復活

##### イ 退職給与・賞与引当金の復活

企業の自己資金留保を助け、健全な企業経営を支えるため、廃止された「退職給与引当金」および「賞与引当金」の損金計上を認めること。

#### (4) 投資促進および事務負担の軽減

##### イ 減価償却資産取得価額基準の引き上げ

減価償却資産は取得価額が 10 万円以上の資産とされているが、取得価額基準は 50 年以上変更されていない。

物価上昇への対応、事務負担の軽減及び投資促進の観点から取得価額基準を 40 万円に引き上げること。

- 交際費課税制度の廃止  
法人が支出した交際費は本来損金であり、景気回復の観点からも交際費課税制度を廃止すること。
- ハ IT・省力化投資への減税  
人手不足に対応するためのIT化や省力化、省エネ・温暖化対策などの社会課題解決に資する投資等については、法人税の優遇のみならず、当該資産に係る償却資産税の免除なども含め総合的な支援を設けること。

(5) 欠損金の繰越・繰戻し制度の拡充

- イ 欠損金の繰越期限の見直し  
青色申告者の欠損金の繰越期限を撤廃すること。
- 繰戻還付制度の見直し  
欠損金の繰戻し還付ができる期間を3年間に延長すること。

(6) その他の中小企業支援策

- イ 賃上げ促進税制の強化  
賃上げ促進税制の控除限度額を、当期の法人税額の20%から40%程度まで拡充すること。
- 配当金課税の緩和  
中小法人の資本政策を支援するため、中小法人が支払う配当金の一部損金算入を認めること。
- ハ 事業承継に伴う優遇  
円滑な事業承継を支援するため、事業承継を契機とした法人税の優遇措置を検討すること。

## 2. 消費税関係

複数税率やインボイス制度の導入による事務負担の増大が中小企業の経営を圧迫しており、税制の原則である「簡素化」を強く求める。

また、食料品の税率引き下げについては、仕入税額控除への影響や実務の混乱を懸念するため、慎重な議論を求める。

(1) 単一税率への回帰と軽減税率制度の廃止

租税の三原則である「公平・中立・簡素」の観点から、現行の複数税率制度を廃止し、速やかに単一税率へ戻すべきである。複数税率は事務を著しく複雑化させ、中小企業の生産性を阻害している。経済活動への中立性を確保し、社会全体の効率化を図るためにも、分かりやすく簡素な制度への転換を行うこと。

## (2) 食料品に対する税率引き下げ（ゼロ税率化・非課税化）への慎重な対応

現在、「食料品に対する消費税率引き下げ」の議論が進められている。多くの消費者は食料品の0%税率を求めているが、中小企業の経営者としては、次のことを懸念する。

### イ 実質的な増税リスク等

食料品を非課税とした場合、事業者が仕入税額控除を受けられなくなる。また、ゼロ税率の場合は、還付申告の手続きが激増し、それに伴い事務負担が増加する。いずれにせよ、経営に大きな打撃を与える。

### ロ 価格転嫁への疑問

諸外国の例を見ても、税率引き下げが必ずしも販売価格の下落に繋がった実績はなく、消費者の恩恵は限定的であると考えられる。

### ハ 事務の混乱

還付申告への対応やPOSレジの改修など、販売現場に多大なコストと混乱を招く。

また、消費税率引き下げに伴う従業員の事務負担及び事務コストを勘案すれば、経営者としては、従業員の賃金引上げを優先したい。

これらのことから、長引く物価高騰の対策としては、期限を限り実施する食料品に対する消費税率の引き下げより、低所得者への直接給付が望ましいと考える。

## (3) インボイス制度の負担軽減と抜本的見直し

インボイス制度（適格請求書等保存方式）は、事業者の事務負担を増大させ、経済活動の妨げとなっている。

### イ 制度の凍結・廃止の検討

取引の都度、適格請求書等の有無を確認する事務負担は過度であるため、制度の廃止を含めた検討を行うこと。

### ロ 経過措置の恒久化

制度が存続する場合、激変緩和措置である「2割特例」を恒久化すべきである。また、事務負担を考慮し、1万円未満の「少額取引特例」についても期限を待たず早々に恒久化し、将来的には3万円未満に拡充すること。

### ハ ルールのシンプル化

すべての事業者にインボイス番号を付与し、原則として課税仕入れを可能とするなど、公平で簡素な仕組みに改善すること。

## (4) 各種手続きの簡素化と利便性向上

### イ 届出期限の見直し

簡易課税制度の選択や取りやめの届出期限について、納税者の利便性を考慮し、申告書の提出期限と同一にするなどの改善を行うこと。

### ロ 非課税取引の整理

社会政策的な配慮に基づく非課税取引は、不公平感を生むとともに制度を複雑にしている。簡素化の観点から、これらを課税取引へ整理・統合すること。

### 3. 所得税関係

所得税は、納税者数が極めて多く、国民生活に最も密着した税目であると言える。しかし、現行の制度は各種控除の要件や計算が複雑化しており、納税者の理解を妨げるだけでなく、給与支払者である企業にも多大な事務負担を強いている。

そこで、税制の公平・簡素の原則に立ち返り、時代に即した抜本的な見直し等を求める。

#### (1) 各種所得控除の整理・簡素化

##### イ 人的控除の簡素化

配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除などの所得控除の計算が複雑であるため、抜本的な見直しと簡素化を行うこと。

##### ロ 基準の統一と定額化

所得税、住民税、社会保険料でそれぞれ異なる控除基準を統一し、横断的に定額とすること。

##### ハ 基礎控除の拡充と所得要件の撤廃

生存権を保障する観点から、基礎控除額を大幅に引き上げるとともに、複雑な所得要件を撤廃すること。

##### ニ 特定の控除の廃止と振り替え

生命保険料控除や損害保険料控除などを廃止し、その分を基礎控除（人的控除）の増額に振り向けること。

#### (2) 子育て支援・少子化対策・女性の社会進出への配慮

##### イ 教育費負担への配慮

子供の教育費が最も必要となる年齢層に対し、諸控除に配慮した定額控除を設けること。

##### ロ 年少扶養控除の復活

子育て家庭への支援および教育投資促進のため、年少扶養控除を復活させること。

##### ハ 共働き世帯への公平性確保

共働き世帯への課税上の不公平をなくし、女性の社会進出を妨げない体系を構築すること。あわせて夫婦合算課税（二分二乗方式）の検討を行うこと。

#### (3) 投資促進および金融課税の見直し

##### イ 投資促進の優遇

金融所得課税の強化よりも、NISAなどの投資促進に向けた優遇措置を優先すること。

- 個人みなし配当への課税緩和  
自己株式取得時に発生する「みなし配当」に対する高い税率を見直し、軽減税率を適用するなど税負担を軽減すること。

#### (4) 個人事業主等への支援拡充

- イ 純損失の繰越控除期間の延長  
青色申告者の純損失の繰越期間（現行3年）を、法人と同様に10年間に延長すること。
- 譲渡損失の損益通算の復活  
担税力に即した課税を行うため、廃止された土地・建物等の譲渡損失と他の所得との損益通算制度を復活させること。
- ハ 専従者給与制度の見直し  
個人事業者の親族への専従者給与について、雇人費との整合性がとれた制度に見直すこと。

#### (5) 災害対応および申告手続きの改善

- イ 寄付金控除の要件緩和  
自然災害による被災地への寄付金が集まりやすくなるよう、寄付金控除の適用要件を拡充すること。
- 申告期限の見直し  
準確定申告の提出期限を相続税の申告期限と合わせることや、所得税と消費税の確定申告を同時提出とするなど、納税者の利便性を向上させること。

#### (6) 年末調整制度の廃止

- イ 企業の事務負担軽減  
本来の納税義務者ではない給与支払者が過度な事務的・経済的負担を負っている現状を改善するため、年末調整制度を廃止し、全ての納税者が申告する仕組みへ移行すること。
- プライバシーの保護  
働き方の多様化やプライバシー保護の観点からも、企業が個人の所得情報を詳細に把握する仕組みを見直すこと。
- ハ 行政DX・AIの活用  
実施に当たっては、マイナポータルのほかDX・AIを積極活用すること。

## 4. 資産税関係

我が国の相続税負担は諸外国に比べ高いとされている。

また、経営者の高齢化に伴う事業承継は深刻な課題を抱えているが、事業承継税制は複雑な手続き等から円滑な世代交代を阻害している。

そこで、以下のことを強く求める。

(1) 事業承継税制の拡充と恒久化

イ 特例措置の本則化（恒久化）

円滑な世代交代には個々の企業にとって最適なタイミングが必要であるため、特例措置の適用期限を撤廃し本則化すること。

ロ 手続きの抜本的簡素化

申請を阻害する要因となっている納税猶予中の「継続届出書」の提出義務の廃止など、事務負担とリスクを軽減し利便性を向上させること。

ハ「猶予」から「免除」への転換

現在の課税の繰り延べ（猶予）ではなく、非上場株式等の事業用財産に対する相続税・贈与税を免除あるいは軽減する制度へと転換すること。

(2) 非上場株式の評価見直し

イ 評価額の抜本的な引き下げ

換金性のない非上場株式への課税は企業の継続力を弱めるため、評価方法を実態に即して見直し、大幅に引き下げること。

ロ 非課税枠の創設

同族会社株式の非課税、あるいは非課税枠を創設すること。

(3) 相続税制度の適正化と負担軽減

イ 基礎控除の引き上げと税率の見直し

相続税の基礎控除額を引き上げるとともに、経済状況や物価動向に応じた税率の引き下げを検討すること。

ロ 課税方式の抜本的見直し

現行の法定相続分課税方式から、各相続人が実際に取得した財産を個別に申告する「遺産取得者課税方式」へ転換すること。

ハ 連帯納付義務の廃止

親族間の付き合いが希薄化している現状に鑑み、相続税の連帯納付義務を廃止すること。

ニ 生命保険金非課税枠の拡大

遺族の生活保障を支えるため、生命保険金の非課税限度額を引き上げること。

ホ 債務控除の適用拡大

相続開始後に発生した保証債務の履行に伴う財産減額について、債務控除の対象とし更正請求を可能にすること。

(4) 贈与税の緩和による資産移転の促進

イ 基礎控除の引き上げ

子・孫への資産の早期移転と消費拡大を促すため、贈与税の基礎控除を引き上げること。

- 相続時持ち戻し制度の改善  
暦年課税における相続財産への持ち戻しについて、相続時精算課税制度との整合性を図るため、期間の短縮や廃止を検討すること。

(5) 不動産評価方法の見直し

- イ 固定資産税評価の適正化  
利用価値のない土地（負動産）については収益還元価格での評価を検討し、実態と乖離した家屋の評価方法も見直すこと。

## 5. 地方税関係

地方税は、固定資産税や事業所税といった資産や事業規模に応じた課税が、赤字の中小企業にとっても重い負担となっている。

また、国税である所得税との控除基準の不一致や、時価と乖離した土地評価、複雑な償却資産税の事務負担などが、経営の効率化を妨げる要因となっている。

そこで、以下のことを強く求める。

(1) 事業所税・個人事業税の廃止

- イ 事業所税の廃止  
固定資産税や都市計画税との二重課税であり、赤字法人にも課税される不合理な制度であるため、廃止すること。
- 個人事業税の廃止  
所得税との実質的な二重課税の負担感を解消するため、廃止すること。
- ハ 課税方式の見直し  
存続する場合でも、免税点方式から基礎控除方式への変更を検討すること。

(2) 固定資産税の抜本的見直し

- イ 評価方法の適正化  
利用価値のない土地については収益還元価格での評価を検討し、時価と評価額の乖離が大きい家屋についても評価方法を見直すこと。
- 山間部等の評価見直し  
地方の山間部における、実態に即さない高すぎる評価額を是正すること。
- ハ 事業用資産の免除  
事業の用に供さなくなった建物や土地に対する固定資産税の免除を検討すること。
- ニ 居住用財産の負担軽減  
最低限の居住用財産や少額資産保有者に対する課税を軽減すること。

### (3) 償却資産税の縮小・廃止および事務軽減

#### イ 償却資産税の廃止

企業の設備投資意欲を阻害しないよう、償却資産税を廃止すること。

#### ロ 対象資産の整理等

事務負担軽減等のため、取得価額 40 万円未満の資産を課税対象から除外すること。また、国税の減価償却制度との整合性を図り、使用中の資産であっても評価額の下限を 1 円（備忘価額）まで引き下げること。

#### ハ 被災者への配慮

償却資産税の評価においては、国税のような圧縮記帳の概念がなく、原則として補助金交付前の購入価額がベースとなるが、被災に伴い代替資産を取得した場合には、被災者の担税力や心理的負担に配慮し、補助金相当額を差し引いた金額を評価額とすること。

#### ニ 申告手続きの改善

償却資産税の申告期限を、法人税や所得税の申告期限と同一にすること。

### (4) 空き家対策および共有資産への対応

#### イ 空き家解体費用の補助拡充

放置空き家の増加を防ぐため、地方公共団体による解体費用等の補助金をさらに拡充すること。

#### ロ 更地化促進の優遇措置

更地にした場合に住宅用地の軽減措置がなくなることが放置の一因となっているため、更地化を促進する税制上の優遇措置を講ずること。

#### ハ 共有名義資産の課税明確化

共有資産の納税における不透明さを解消するため、所有者各人の持ち分に応じた税額を明確にすること。

### (5) 個人住民税と所得税の統一・簡素化

#### イ 所得控除基準の同一化

納税者の混乱を避け事務を簡素化するため、住民税と所得税で異なる所得控除の種類や金額を同一にすること。

#### ロ 免税点の統一

市町村別に設定されている個人住民税（均等割・所得割）の免税点を統一すること。

## 6. 他税目関係

### (1) 印紙税の廃止

電子契約には課税されない一方で、紙の契約書や領収書のみには課税される不合理を解消するため、印紙税を廃止すること。

### Ⅲ その他

#### 1. 震災復興

##### (1) 復興特別所得税の早期廃止

財源の流用等も指摘されていること等から、当初予定された課税期間や防衛財源への転用方針を見直し、早期に廃止すること。

##### (2) 寄付金控除の拡充

被災地支援のための寄付が集まりやすくなるよう、適用要件を緩和し拡充すること。

##### (3) 災害減免手続きの法制化

雑損控除等の計算における「簡便法」を通達運用ではなく法制化し、遅滞なく対応できるようにすること。

#### 2. デジタル化への対応

経済社会のデジタル化、ICT 化等が進展する中、納税者が簡便かつ正確に税務手続きを行うことができるよう利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、企業の負担にも十分配慮しつつ電子化を積極的に進めるよう求める。

#### 3. 環境問題への税制対応

##### (1) 環境対策企業への優遇

省エネや温暖化対策に積極的に取り組む企業に対し、強力な税制上のインセンティブ（優遇措置）を講ずること。

##### (2) 安易な新税への反対

環境対策を名目とした安易な新税の導入による負担増を求めないこと。

##### (3) 再エネ賦課金の廃止

電気料金に付加されている再エネ賦課金の負担を廃止すること。

#### 4. 租税教育の推進

「納税の義務」は「教育の義務」、「勤労の義務」と並び国民の三大義務の一つとされている。そのため、あらゆる機会を捉えて納税者意識の高揚を図る必要がある。

(1) 学校教育への導入

選挙権の18歳引き下げを踏まえ、高校入試への導入や正規科目としての時間確保など、租税教育を一層推進すること。

(2) 実務的な啓発活動

確定申告や年末調整の仕組みを義務教育で教えるなど、国民の納税者意識を高める取り組みを行うこと。

(3) 若年層への情報提供

財政運営が将来に及ぼす影響を自分事として捉えられるよう、国による分かりやすい情報提供を行うこと。